

改 正 案	現 行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十八條第一号、第二号、第三号の二、第四号、第四号の二、第六号若しくは第七号、第九十八條の四、第九十八條の六第一号（第二十九條の二第一項から第三項まで、第五十九條の二第一項及び第三項、第六十條の二第一項及び第三項、第六十六條の二、第八十一條、第一百二條の十五、第一百六條の十一、第一百五十五條の二、第一百五十六條の三並びに第一百五十六條の二十四第二項から第四項までに係る部分に限る。）、第二百九條第十三号若しくは第十七号（第一百六條の三第一項及び第四項並びに第一百六條の十七第一項及び第三項に係る部分に限る。）、第二百五條第九号、第十三号（第一百六條の三第三項（第一百六條の十第四項及び第一百六條の十七第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五條の二第一号（第三十一條第一項、第六十條の五第一項及び第六十六條の五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一條の三及び第六十六條の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六條の二第二項及び第六十六條の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百九條第二号（第四百四十九條第二項前段（第五百十三條の四において準</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十八條第一号、第二号、第三号の二、第四号、第四号の二、第六号若しくは第七号、第九十八條の四、第九十八條の六第一号（第二十九條の二第一項から第三項まで、第五十九條の二第一項及び第三項、第六十條の二第一項及び第三項、第六十六條の二、第八十一條、第一百二條の十五、第一百六條の十一、第一百五十五條の二、第一百五十六條の三並びに第一百五十六條の二十四第二項から第四項までに係る部分に限る。）、第二百九條第十三号若しくは第十七号（第一百六條の三第一項及び第四項並びに第一百六條の十七第一項及び第三項に係る部分に限る。）、第二百五條第九号、第十三号（第一百六條の三第三項（第一百六條の十第四項及び第一百六條の十七第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五條の二第一号（第三十一條第一項、第六十條の五第一項及び第六十六條の五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一條の三及び第六十六條の六に係る部分に限る。）若しくは第五号（第三十六條の二第二項及び第六十六條の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百九條第二号（第四百四十九條第二項前段（第五百十三條の四において準</p>

用する場合を含む。)及び第百五十五条の七に係る部分に限る。)、第
八号(第百五十六条の十三に係る部分に限る。)(若しくは第十号(第百
五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。)(に規定する罪
九)五十四 (略)

用する場合を含む。)及び第百五十五条の七に係る部分に限る。)、第
八号(第百五十六条の十三に係る部分に限る。)(若しくは第十号(第百
五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。)(に規定する罪
九)五十四 (略)

改 正 案	現 行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十八条第一号、第二号、第三号の二、第四号、第四号の二、第六号若しくは第七号、第九十八号の四、第九十八号の六第一号（第二十九号の二第一項から第三項まで、第五十九号の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第八十一条、第一百二条の十五、第一百六条の十一、第一百五十五条の二、第一百五十六条の三並びに第一百五十六条の二十四第二項から第四項までに係る部分に限る。）、第二百条第十三号若しくは第十七号（第一百六条の三第一項及び第四項並びに第一百六条の十七第一項及び第三項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第一百六条の三第三項（第一百六条の十第四項及び第一百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二第一号（第三十一条第一項、第六十条の五第一項及び第六十六条の五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第四百九条第二項前段（第五十三号の四において準用する場合を含む。）及び第一百五十五条の七に係る部分に限る。）、第</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十八条第一号、第二号、第三号の二、第四号、第四号の二、第六号若しくは第七号、第九十八号の四、第九十八号の六第一号（第二十九号の二第一項から第三項まで、第五十九号の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第八十一条、第一百二条の十五、第一百六条の十一、第一百五十五条の二、第一百五十六条の三並びに第一百五十六条の二十四第二項から第四項までに係る部分に限る。）、第二百条第十三号若しくは第十七号（第一百六条の三第一項及び第四項並びに第一百六条の十七第一項及び第三項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第一百六条の三第三項（第一百六条の十第四項及び第一百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二第一号（第三十一条第一項、第六十条の五第一項及び第六十六条の五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第五号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第四百九条第二項前段（第五十三号の四において準用する場合を含む。）及び第一百五十五条の七に係る部分に限る。）、第</p>

八号（第五百五十六条の十三に係る部分に限る。）若しくは第十号（第五百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪
九〇五十四（略）

八号（第五百五十六条の十三に係る部分に限る。）若しくは第十号（第五百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪
九〇五十四（略）

改 正 案	現 行
<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十八條第一号、第二号、第三号の二、第四号、第四号の二、第六号若しくは第七号、第九十八條の四、第九十八條の六第一号（第二十九條の二第一項から第三項まで、第五十九條の二第一項及び第三項、第六十條の二第一項及び第三項、第六十六條の二、第八十一條、第一百二條の十五、第一百六條の十一、第一百五十五條の二、第一百五十六條の三並びに第一百五十六條の二十四第二項から第四項までに係る部分に限る。）、第二百九條第十三号若しくは第十七号（第一百六條の三第一項及び第四項並びに第一百六條の十七第一項及び第三項に係る部分に限る。）、第二百五條第九号、第十三号（第一百六條の三第三項（第一百六條の十第四項及び第一百六條の十七第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五條の二第一号（第三十一條第一項、第六十條の五第一項及び第六十六條の五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一條の三及び第六十六條の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六條の二第二項及び第六十六條の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百六條第二号（第四百四十九條第二項前段（第五百十三條の四において準</p>	<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十八條第一号、第二号、第三号の二、第四号、第四号の二、第六号若しくは第七号、第九十八條の四、第九十八條の六第一号（第二十九條の二第一項から第三項まで、第五十九條の二第一項及び第三項、第六十條の二第一項及び第三項、第六十六條の二、第八十一條、第一百二條の十五、第一百六條の十一、第一百五十五條の二、第一百五十六條の三並びに第一百五十六條の二十四第二項から第四項までに係る部分に限る。）、第二百九條第十三号若しくは第十七号（第一百六條の三第一項及び第四項並びに第一百六條の十七第一項及び第三項に係る部分に限る。）、第二百五條第九号、第十三号（第一百六條の三第三項（第一百六條の十第四項及び第一百六條の十七第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五條の二第一号（第三十一條第一項、第六十條の五第一項及び第六十六條の五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一條の三及び第六十六條の六に係る部分に限る。）若しくは第五号（第三十六條の二第二項及び第六十六條の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百六條第二号（第四百四十九條第二項前段（第五百十三條の四において準</p>

用する場合を含む。)及び第百五十五条の七に係る部分に限る。)、第
八号(第百五十六条の十三に係る部分に限る。)(若しくは第十号(第百
五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。)(に規定する罪
九)五十四(略)

用する場合を含む。)(及び第百五十五条の七に係る部分に限る。)(、第
八号(第百五十六条の十三に係る部分に限る。)(若しくは第十号(第百
五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。)(に規定する罪
九)五十四(略)

改 正 案	現 行
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十八條第一号、第二号、第三号の二、第四号、第四号の二、第六号若しくは第七号、第九十八條の四、第九十八條の六第一号（第二十九條の二第一項から第三項まで、第五十九條の二第一項及び第三項、第六十條の二第一項及び第三項、第六十六條の二、第八十一條、第二百二條の十五、第六十六條の十一、第一百五十五條の二、第一百五十六條の三並びに第一百五十六條の二第四第二項から第四項までに係る部分に限る。）、第二百三十三號若しくは第十七号（第六十六條の三第一項及び第四項並びに第六十六條の十七第一項及び第三項に係る部分に限る。）、第二百五條第九号、第十三号（第六十六條の三第三項（第六十六條の十第四項及び第六十六條の十七第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五條の二第一号（第三十一條第一項、第六十條の五第一項及び第六十六條の五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一條の三及び第六十六條の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六條の二第二項及び第六十六條の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百六條第二号（第四百四十九條第二項前段（第五百五十三條の四において準用する場合を含む。）及び第五百五十五條の七に係る部分に限る。）、第八号（第五百五十六條の十三に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十八條第一号、第二号、第三号の二、第四号、第四号の二、第六号若しくは第七号、第九十八條の四、第九十八條の六第一号（第二十九條の二第一項から第三項まで、第五十九條の二第一項及び第三項、第六十條の二第一項及び第三項、第六十六條の二、第八十一條、第二百二條の十五、第六十六條の十一、第一百五十五條の二、第一百五十六條の三並びに第一百五十六條の二第四第二項から第四項までに係る部分に限る。）、第二百三十三號若しくは第十七号（第六十六條の三第一項及び第四項並びに第六十六條の十七第一項及び第三項に係る部分に限る。）、第二百五條第九号、第十三号（第六十六條の三第三項（第六十六條の十第四項及び第六十六條の十七第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五條の二第一号（第三十一條第一項、第六十條の五第一項及び第六十六條の五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一條の三及び第六十六條の六に係る部分に限る。）若しくは第五号（第三十六條の二第二項及び第六十六條の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百六條第二号（第四百四十九條第二項前段（第五百五十三條の四において準用する場合を含む。）及び第五百五十五條の七に係る部分に限る。）、第八号（第五百五十六條の十三に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百</p>

五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。) に規定する罪
九〇五十四 (略)

五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。) に規定する罪
九〇五十四 (略)

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十八條第一号、第二号、第三号の二、第四号、第四号の二、第六号若しくは第七号、第九十八條の四、第九十八條の六第一号（第二十九條の二第一項から第三項まで、第五十九條の二第一項及び第三項、第六十條の二第一項及び第三項、第六十六條の二、第八十一條、第一百二條の十五、第一百六條の十一、第一百五十五條の二、第一百五十六條の三並びに第一百五十六條の二、第十四第二項から第四項までに係る部分に限る。）、第二百三十三号若しくは第十七号（第六十六條の三第一項及び第四項並びに第六十六條の十七第一項及び第三項に係る部分に限る。）、第二百五條第九号、第十三号（第六十六條の三第三項（第六十六條の十第四項及び第六十六條の十七第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五條の二第一号（第三十一條第一項、第六十條の五第一項及び第六十六條の五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一條の三及び第六十六條の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六條の二第二項及び第六十六條の八第二項に係る部分に限る。）又は第二</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十八條第一号、第二号、第三号の二、第四号、第四号の二、第六号若しくは第七号、第九十八條の四、第九十八條の六第一号（第二十九條の二第一項から第三項まで、第五十九條の二第一項及び第三項、第六十條の二第一項及び第三項、第六十六條の二、第八十一條、第一百二條の十五、第一百六條の十一、第一百五十五條の二、第一百五十六條の三並びに第一百五十六條の二、第十四第二項から第四項までに係る部分に限る。）、第二百三十三号若しくは第十七号（第六十六條の三第一項及び第四項並びに第六十六條の十七第一項及び第三項に係る部分に限る。）、第二百五條第九号、第十三号（第六十六條の三第三項（第六十六條の十第四項及び第六十六條の十七第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五條の二第一号（第三十一條第一項、第六十條の五第一項及び第六十六條の五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一條の三及び第六十六條の六に係る部分に限る。）若しくは第五号（第三十六條の二第二項及び第六十六條の八第二項に係る部分に限る。）又は第二</p>

百六条第二号（第四百四十九条第二項前段（第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第五百五十五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第五百五十六条の十三に係る部分に限る。）若しくは第十号（第五百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪
九〇五十四（略）

百六条第二号（第四百四十九条第二項前段（第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第五百五十五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第五百五十六条の十三に係る部分に限る。）若しくは第十号（第五百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪
九〇五十四（略）

改 正 案	現 行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号八の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十八条第一号、第二号、第三号の二、第四号、第四号の二、第六号若しくは第七号、第九十八号の四、第九十八号の六第一号（第二十九号の二第一項から第三項まで、第五十九号の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第八十一条、第一百二条の十五、第一百六条の十一、第一百五十五条の二、第一百五十六条の三並びに第一百五十六条の二十四第二項から第四項までに係る部分に限る。）、第二百条第十三号若しくは第十七号（第一百六条の三第一項及び第四項並びに第一百六条の十七第一項及び第三項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第一百六条の三第三項（第一百六条の十第四項及び第一百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二第一号（第三十一条第一項、第六十条の五第一項及び第六十六条の五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第四百九条第二項前段（第五十三号の四において準用する場合を含む。）及び第一百五十五条の七に係る部分に限る。）、第</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号八の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十八条第一号、第二号、第三号の二、第四号、第四号の二、第六号若しくは第七号、第九十八号の四、第九十八号の六第一号（第二十九号の二第一項から第三項まで、第五十九号の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第八十一条、第一百二条の十五、第一百六条の十一、第一百五十五条の二、第一百五十六条の三並びに第一百五十六条の二十四第二項から第四項までに係る部分に限る。）、第二百条第十三号若しくは第十七号（第一百六条の三第一項及び第四項並びに第一百六条の十七第一項及び第三項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第一百六条の三第三項（第一百六条の十第四項及び第一百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二第一号（第三十一条第一項、第六十条の五第一項及び第六十六条の五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第五号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第四百九条第二項前段（第五十三号の四において準用する場合を含む。）及び第一百五十五条の七に係る部分に限る。）、第</p>

八号（第五百五十六条の十三に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪
九〇五十四（略）

八号（第五百五十六条の十三に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪
九〇五十四（略）